

別表1 サービス提供単価

サービス種別	区分3			区分2			区分1		
	4時間以下	4～8時間	8時間超	4時間以下	4～8時間	8時間超	4時間以下	4～8時間	8時間超
身体障害者	1,780円	3,580円	5,360円	1,590円	3,180円	4,770円	1,500円	3,010円	4,510円
知的障害者 障害児	1,770円	3,550円	5,320円	1,590円	3,180円	4,770円	940円	1,880円	2,820円
精神障害者	1,580円	3,160円	4,730円	1,580円	3,160円	4,730円	1,580円	3,160円	4,730円
同一日に同一法人での日中活動との併給単価	940円								

重症心身医療機関のサービス提供単価

サービス種別	区分3		
	4時間以下	4～8時間	8時間超
身体障害者 知的障害者 障害児	4,860円	9,720円	14,570円

加算単価

(一般2以外の世帯に属する利用者には食事提供加算を算定。但し、実費は利用者負担。なお、食費加算及び送迎加算は他の日中活動と併給利用時には算定不可)

食費加算	420円/日(一般2以外)
送迎加算	540円/片道

注1) 宇部市日中一時支援事業所の指定に関する要綱第2条で指定する事業者の地域区別の費用の算定

別表1の基準に「厚生労働大臣が定める一単位の単価」(平成18年厚生労働省告示539号)で規定する「短期入所」の地域区分における割合を乗じて得た額(小数点以下は切捨て)

注2) 基本定員を超えた場合のサービス提供単価は、上記単価の100分の70(1の桁を四捨五入)

別表2 負担上限月額

区分	世帯の収入状況	負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得	市民税非課税世帯	
一般1	利用者が18歳未満かつ市民税課税世帯で、世帯の市民税所得割合計額が28万円未満	4,600円
	利用者が18歳以上かつ市民税課税世帯で、世帯の市民税所得割合計額が16万円未満	9,300円
一般2	一般1以外の市民税課税世帯	37,200円

別表3 世帯における負担上限月額

算定基準	負担上限月額
生活保護受給世帯及び市民税非課税世帯	0円
市民税課税世帯	37,200円